

岐 阜 県 公 報

号 外 (二) 平 成 二 十 年 十 二 月 二 十 六 日

目 次

規 則

岐 阜 県 立 病 院 使 用 料 徴 収 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

(医 療 整 備 課)

一 ページ

規 則

岐 阜 県 立 病 院 使 用 料 徴 収 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る。

平 成 二 十 年 十 二 月 二 十 六 日

岐 阜 県 知 事 古 田 肇

岐 阜 県 規 則 第 八 十 四 号

岐 阜 県 立 病 院 使 用 料 徴 収 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

岐 阜 県 立 病 院 使 用 料 徴 収 条 例 施 行 規 則 (平 成 三 年 岐 阜 県 規 則 第 六 十 四 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

別 表 分 べ ん 料 の 項 中 「 二 〇 、 〇 〇 〇 円 」 を 「 一 五 〇 、 〇 〇 〇 円 」 に 「 六 〇 、 〇 〇 〇 円 」 を 「 九 〇 、 〇 〇 〇 円 」 に 「 三 〇 、 〇 〇 〇 円 」 を 「 一 六 〇 、 〇 〇 〇 円 」 に 「 六 五 〇 〇 〇 円 」 を 「 九 五 〇 〇 〇 円 」 に 「 一 五 五 〇 〇 〇 円 」 を 「 一 八 五 〇 〇 〇 円 」 に 「 七 七 、 五 〇 〇 円 」 を 「 一 〇 七 、 五 〇 〇 円 」 に 改 め 、 同 項 の 次 に 次 の よう に 加 え る。

帝王切開時分 べん介助料	一子につき	一五〇、〇〇〇円(多胎分べんの場 合には一子目から一子につき九〇、 〇〇〇円を加算した額)
-----------------	-------	---

別表妊婦等保健指導料の項の次に次のように加える。

乳がんにおける センチネル リンパ節の同 定と転移の検 査料	放射性同位元 素を注入する 方法によるも の	一回につき	四四、五〇〇円
色素を注入す る		一回につき	二四、三〇〇円

	<p>る方法による もの</p>		
--	----------------------	--	--

附 則
この規則は、平成二十一年一月一日から施行する。

平成二十年十二月二十六日印刷
平成二十年十二月二十六日発行

発 行 者
発 行 所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐 阜 県 庁

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三 一 飯 尾 寛
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三 一 岐 阜 文 芸 社
定価 一 年 四 八、〇〇〇円(送料共)(消費税二、二八六円を含む。)